



あじさいだより

<http://www.pharma-care.co.jp>

2022年 2月

発行責任 あじさい薬局
あじさいだより編集委員会



カンタン解説!

みなさん
「かかりつけ薬剤師」
をもたませんか?

かかりつけ薬剤師制度

患者さんに薬剤師を指名していただくことにより、毎回同じ薬剤師が「かかりつけ薬剤師」として担当することになります。専属の「お薬パートナー」をもつことができる制度です。

「かかりつけ薬剤師」をもつメリットは?

メリット① いつも同じ薬剤師が薬のことをまとめて把握

担当の薬剤師が、他の医療機関や薬局で受け取った薬や市販薬・健康食品やサプリメントなどをまとめて把握して、重複した薬が出ていないか、薬同士や薬と食品の相互作用が出ていないかなど、薬の服用に際して注意点などをアドバイスします。

メリット② 体調の変化の確認や薬の管理も万全に

来局いただいた際に、過去の服薬記録も含めて、患者さんの服薬後の経過を継続してチェックしていきます。患者さんの薬の効果や体調の変化をみて、必要に応じて医療機関へ連絡も行います。また多数の余っている薬がある場合、薬局にお持ちいただければ次回の処方調整を提案したり、ご自宅で薬の確認・整理を行うこともあります。

メリット③ いつでも相談でき、夜間・休日対応も

患者さんの服薬状況をよく理解した薬剤師として、薬や健康維持に関するご相談などにお応えします。夜間・休日などご利用の薬局が閉まっている時間帯でも薬についてのご相談などを承ります。

- あじさい薬局で「かかりつけ薬剤師」の指名が必要です。
- あじさい薬局には現在、国が定める一定の要件をクリアした薬剤師が2名いますので、ご指名ください。
- 同意書に署名をいただくことで次回から担当させていただきます。

あじさい薬局 : 0155-21-4193